

就実大学学位規程

制 定 平成11年4月1日

最終改正 平成27年4月1日

(目 的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）および就実大学学則並びに就実大学大学院学則に基づき、就実大学が授与する学位について、必要な事項を定める。

(学 位)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士、博士とする。

2 学位は、それぞれの専攻領域に応じ別表1の種類に区分する。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学学部の課程を修了した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、本学修士課程を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、本学博士課程を修了した者に授与する。

(修士の学位授与の申請)

第6条 修士の学位の授与の申請をする者は、申請書に学位論文、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文を添え、研究科長を経て学長に申請するものとする。

2 前項の申請期限及び修士論文の形式等については、研究科委員会で定める。

(博士の学位授与の申請)

第7条 博士の学位の授与の申請をする者は、申請書に学位論文、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文を添え、研究科長を経て学長に申請するものとする。

2 前項の申請期限及び博士論文の形式等については、研究科委員会で定める。

(修士論文審査の付託)

第8条 学長は、修士論文の提出があったときは、審査を研究科委員会に付託する。

(博士論文審査の付託)

第9条 学長は、博士論文の提出があったときは、審査を研究科委員会に付託する。

(修士論文の審査及び試験)

第10条 修士論文の審査及び最終試験は専攻において審議し、研究科委員会に報告する。

2 審査は2名以上の大学院担当教員によって行い、うち1名を主査とする。

3 最終試験は、論文審査を中心とし、これに関連ある科目について行う。

4 学位授与の可否は、専攻より提出された報告に基づき研究科委員会で審議し、学長に報告する。

(博士論文の審査及び試験)

第11条 博士論文の審査及び最終試験は専攻において審議し、研究科委員会に報告する。

2 審査は3名以上の大学院担当教員によって行い、うち1名を主査とする。

3 最終試験は、論文審査を中心とし、これに関連ある科目について行う。

4 学位授与の可否は、専攻より提出された報告に基づき研究科委員会で審議し、学長に報告する。

(学位記の授与)

第12条 学長は、教授会並びに研究科委員会の報告に基づき所定の学位記を授与する。

(雑 則)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学士の学位については教授会において、修士、博士の学位については研究科委員会において別にこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。ただし、文学部日本文学科、英米文学科及び史学科の学位の種類は、改正後の別表1にかかわらず、学士（文学）とする。
- 3 この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、文学部日本文学科、英米文学科及び史学科の学位の種類は、改正後の別表1にかかわらず、学士（文学）とする。
- 4 この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、文学研究科日本語学・日本文学専攻、英語学・英米文学専攻及び史学専攻の学位の種類は、改正後の別表1にかかわらず、修士（文学）とする。
- 5 この改正規程は平成23年4月1日から施行する。ただし、人文科学部初等教育学科に授与する学士（初等教育学）の学位は、改正後の別表1にかかわらず平成23年3月31日に当該学科に在学するものが在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 6 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、人文科学研究科初等教育学専攻に授与する修士（教育学）の学位は、改正後の別表1にかかわらず平成27年3月31日に当該専攻に在学するものが在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

別表1

1 学士の学位

学 部	学 科	学位の種類
人 文 学 部	表 現 文 化 学 科	学士（人文科学）
	実 践 英 語 学 科	学士（人文科学）
	総 合 歴 史 学 科	学士（人文科学）
教 育 学 部	初 等 教 育 学 科	学士（教育学）
	教 育 心 理 学 科	学士（教育学）
薬 学 部	薬 学 科	学士（薬学）
経 営 学 部	経 営 学 科	学士（経営学）

2 修士の学位

研 究 科	専 攻	学位の種類
人文科学研究科	人 文 学 専 攻	修士（人文科学）
教育学研究科	教 育 学 専 攻	修士（教育学）

3 博士の学位

研究科	専攻	学位の種類
医療薬学研究科	疾病治療薬学専攻	博士(医療薬学)

様式1号

(1) 学士の卒業証書・学位記

契 印	就実 大学 長	年 月 日	授与する とを認め 学士(〇〇) の学位を	大学印	氏名	卒業証書・学位記
	印					

(2) 修士の学位記

契 印	就実 大学 長	年 月 日	の修士課程を修了したことを認め 修士(〇〇)の学位を授与する	大学印	氏名	学位記
	印					

(3) 博士の学位記

契 印	就実 大学 長	年 月 日	の博士課程を修了したことを認め 博士(〇〇)の学位を授与する	大学印	氏名	学位記
	印					